15

平成 24 年 4 月 3 日

第 12480 号 (火曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

次 目

台 不				
平成24年度に石川県において締 の特定調達契約に係る競争入札				
資格等		財		1
平成24年度に石川県において締	結が見込まれ	る建築	桑物	
の管理業務の特定調達契約に係	る競争入札に	参加す	する	
者に必要な資格等	(同)	3
医療扶助のための施術を担当さ	せる者の指定			
	(厚:	主政領	〔誤)	6
医療支援給付のための施術を担	当させる者の	旨定		
	(同)	6
公金の徴収事務の委託	(医)	寮対 領	〔課)	6
農林総合研究センターに所属す	る職員を能登り	寺産物	勿の	
栽培研究のため駐在させる地の)指定 (生涯	全流 证	通課)	6
農林総合研究センターに所属す	る職員を事務の	の連絡	各調	
整等のため駐在させる地の指定	(同)	7

保安林の指定予定 (森林管理課) 7 保安林の指定施業要件の変更予定 (同 7 県道の区域の変更 (道路整備課) 8 県道の供用の開始 公 告 政府調達に関する協定に係る入札公告 (管 財 課) 10 特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) 11 基本測量終了公告 (監理 課) 12 金沢港港湾計画の変更の概要公告 (港湾課) 12 教育委員会 スポーツ健康課に所属する職員の駐在地の指定の廃止 13

少年指導委員の委嘱

公安委員会 地域交通安全活動推進委員の委嘱 13

告 示

石川県告示第172号

平成24年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特 例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第4条に規定するものをいう。) に関し、競争 入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成24年4月3日

石川県知事 正 憲

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等(特例政令第2条第2号に規定するものをいう。) の種類は、次のとおりとする。 車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

- 3 申請の方法
- (1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、平成24年4月1日から(4)に掲げる 配布場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に 提出すること (郵送の場合は、書留郵便とすること。)。

- ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、 損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限 る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)
- イ 石川県税納税証明書 (申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税に関するもの)
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書 (申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)

- エ 登記事項証明書 (法人の場合に限る。)
- オ 委任状 (代理人を選任した場合に限る。)
- 力 誓約書
- キ 役員等名簿
- ク その他知事が指示する書類
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程 (昭和22年大蔵省令第95号) 第16条に規定する外国 貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (4) 申請書の配布及び提出場所
 - 〒920 8580 金沢市鞍月1丁目1番地
 - 石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 (076) 225 1262
- 4 競争入札に参加することができない者
- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの (これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行 為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の 利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者 を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (4) 直前決算において販売 (製造) 高のない者
- (5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税を滞納している者
- (6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 競争入札に参加する者の資格の審査等
- (1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。
 - ア 営業年数
 - 申請をする日の前日までの営業年数
 - イ 役員及び従業員数
 - 申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数
 - ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額 とし、個人にあっては純資本の額とする。)

工 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

- オ 年間販売 (製造)高
 - 直前決算における販売高又は製造高
- カ 環境への配慮の状況
- キ 次世代育成雇用環境整備の状況
- ク 障害者雇用環境整備の状況
- ケ 指名停止の状況
- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資 格者」という。) については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石 川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)による平成24年度の競争入札に参加する者の資格を有する者 とみなす。
- (3) 平成9年告示に基づく審査において平成24年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者につい ては、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- 6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

- 7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間
- (1) 決定の日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
 - (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年12月中に平成26年度及び平成27年度の資格審査の公示を予定し ているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次の各号のいずれかに変更があっ たときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所 (所在地)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項等
- (7) 電話番号
- (8) ファックス番号
- 9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があっ た後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使 用する者についても、また同様とする。

石川県告示第173号

平成24年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特 例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争 入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務(特例政令第2条第3号に規定するものをいう。)の種類は、建築物の管理業務であって、

次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

- 3 申請の方法
- (1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書 (以下「申請書」という。) は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること (郵送の場合は、書留郵便とすること。)。

- ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、 損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限 る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)
- イ 石川県税納税証明書 (申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税に関するもの)
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書 (申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)
- エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し
- オ 登記事項証明書 (法人の場合に限る。)
- カ 委任状 (代理人を選任した場合に限る。)
- キ 誓約書
- ク 役員等名簿
- ケ その他知事が指示する書類
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語 の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程 (昭和22年大蔵省令第95号) 第16条に規定する外国 貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (4) 申請書の交付及び提出場所

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 (076) 225 - 1261

- 4 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの (これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行 為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の 利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の 職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者 を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者
- (4) 直前決算において請負高のない者
- (5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
- イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴 力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 競争入札に参加する者の資格、審査等
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行い、得られた結果を総合的に勘案し て決定する。
 - ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額 とし、個人にあっては純資本の額とする。)

工 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

才 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

- カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計
- キ 環境への配慮の状況
- ク 次世代育成雇用環境整備の状況
- ケ 障害者雇用環境整備の状況
- コ 指名停止の状況
- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者 (以下「競争入札参加資 格者」という。) については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及 び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653 号。以下「平成11年告示」という。) による平成24年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- (3) 平成11年告示に基づく審査において平成24年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者につい ては、この告示による競争入札に参加する者とみなす。
- 6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

- 7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間
- (1) 決定の日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年12月中に平成26年度及び平成27年度の資格審査の公示を予定し ているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届出

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次の各号のいずれかに変更があっ たときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所 (所在地)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名

- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項
- (7) 資格、免許等の取得
- (8) 委任事項等
- (9) 電話番号
- (10) ファックス番号
- 9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第174号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	指定年月日
松本 和裕 (たつのくち接骨院)	能美市辰口町661番1	平成22年10月 5 日
西出 信幸	加賀市新保町タ22番地	平成24年 2 月23日

石川県告示第175号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	指定年月日
松本 和裕 (たつのくち接骨院)	能美市辰口町661番1	平成22年10月 5 日
西出 信幸	加賀市新保町タ22番地	平成24年 2 月23日

石川県告示第176号

地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。 平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

禾	± r .	事	TE		委		· 先		委託 其	期間
委	託		項	所	在	地	名	称	安配,	初间
石川県立中	央病院の記	疹 費等	の収納事務	東京都-	千代田	区神田	株式会社	ニチイ学	平成24年4月	1日から
				駿河台	2丁目	9番地	館		平成25年3月	31日まで
石川県立高	松病院の記	疹 費等	の収納事務		"		,	1	"	

石川県告示第177号

石川県組織規則 (昭和39年石川県規則第23号) 第21条第1項の規定により、農林総合研究センターに所属する職員を能登特産物の栽培研究のため駐在させる地を平成24年4月1日次のとおり指定した。

平成24年4月3日

憲

鳳珠郡能登町字瑞穂

石川県告示第178号

石川県組織規則(昭和39年石川県規則第23号)第21条第1項の規定により、農林総合研究センターに所属する職員 を事務の連絡調整等のため駐在させる地を平成24年4月1日次のとおり指定した。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県知事 谷 本 正

羽咋郡宝達志水町坪山

白山市三宮町

石川県告示第179号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。 平成24年4月3日

> 石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

珠洲市宝立町春日野へ字37

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供す る。)

石川県告示第180号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予 定である。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鹿島郡中能登町武部 258、59の4、上ヶ谷内9
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鹿島郡中能登町井田ソ7の27、ツ1の25、レ1の20、2の42
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鹿島郡中能登町小竹戊3の201、3の237

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第181号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年4月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名		追	ĺ	路		の	X	域		関係図面の
路 然 石	变	更	の	X	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
八野高松線	かほく市高松り	甲16番3	31地先	から			旧	10.89 ~ 30.12	116.6	県 央 土 木 総合事務所
八到'同仏然	かほく市高松り	甲17番	8 地先	まで			新	10.89 ~ 45.35	116.6	津幡土木事務所
宣 拟	かほく市高松-	サ49番3	31地先	から			旧	8.57 ~ 25.90	210.7	, ,,
高松内灘線	かほく市高松り	甲16番	9 地先	まで			新	9.51 ~ 46.44	210.7	"
松自法上始	輪島市大沢町	き 字 ₄	42番 2	地先か	6		旧	6.35 ~ 17.85	119.0	奥能登土木
輪島浦上線	輪島市大沢町河	兵山 8	番1地	先まで			新	6.50 ~ 25.75	119.0	総合事務所維持管理課
"	輪島市大沢町	舟卸50 :	番地先	から			旧	14.80 ~ 20.85	42.8	, ,,
"	輪島市大沢町	舟卸71	番1地	先まで			新	14.80 ~ 30.95	42.8	"
"	輪島市上山町	元小町	参字45	番 2 地	先から	,)	旧	5.90 ~ 11.00	83.5	, ,,
"	輪島市上山町	元小町:	参字23	番地先	まで		新	6.70 ~ 13.10	83.5	

,,	輪島市上山町元小町参字64番1地先から		7.55 ~ 13.90	43.8	,,
"	輪島市上山町元小町参字75番地先まで	新	10.50 ~ 20.80	43.8	"
輪島富来線	輪島市滝又町夕6番2地先から	旧	4.85 ~ 8.90	65.0	"
押与虽不級	輪島市滝又町チ4番2地先まで	新	7.80 ~ 17.50	65.0	"
"	輪島市空熊町垣地30番地先から	旧	3.75 ~ 7.25	211.6	"
"	輪島市空熊町下地3番甲地先まで	新	4.40 ~ 14.50	211.6	"
"	輪島市空熊町空熊84番1地先から	旧	3.85 ~ 6.85	184.8	"
"	輪島市空熊町空熊87番地先まで	新	4.15 ~ 27.90	184.8	"
"	輪島市空熊町空熊99番1地先から	旧	4.25 ~ 13.65	91.9	"
"	輪島市空熊町ル38番1地先まで	新	4.55 ~ 24.85	91.9	"
"	輪島市空熊町ル38番1地先から		4.10 ~ 5.55	113.5	"
"	輪島市門前町二又川106字44番1地先まで	新	4.60 ~ 27.70	113.5	"

石川県告示第182号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成24年4月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

			1
路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
八野高松線	かほく市高松甲16番93地先から かほく市高松甲17番8地先まで	平成 24 年 4 月 3 日	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所
輪島浦上線	輪島市鵜入町チ60番1地先から 輪島市鵜入町二3番1地先まで	u u	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
"	輪島市大沢町壱 字42番 2 地先から 輪島市大沢町浜山 8番 1 地先まで	ıı .	"
"	輪島市大沢町舟卸50番地先から 輪島市大沢町舟卸71番 1 地先まで	"	"
"	輪島市上山町元小町参字45番 2 地先から 輪島市上山町元小町参字23番地先まで	ıı .	"
"	輪島市上山町元小町参字64番 1 地先から 輪島市上山町元小町参字75番地先まで	"	"
輪島富来線	輪島市滝又町夕6番2地先から 輪島市滝又町チ4番2地先まで	"	"
"	輪島市空熊町垣地30番地先から 輪島市空熊町下地3番甲地先まで	"	"
"	輪島市空熊町空熊84番 1 地先から 輪島市空熊町空熊87番地先まで	"	"
"	輪島市空熊町空熊99番1地先から 輪島市空熊町ル38番1地先まで	"	"
11	輪島市空熊町ル38番1地先から 輪島市門前町二又川106字44番1地先まで	n .	"

告 公

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受ける一般競 争入札を実施する。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調達内容
- (1) 購入件名及び数量
 - ア 気象観測装置 一式
 - イ 環境放射線監視システム 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成25年3月29日
- (4) 納入場所 別途指定する場所
- (5) 入札方法

(1)の購入件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金 額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て るものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免 税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加者資格
- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資 格等 (平成24年石川県告示第172号) に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴 力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成24年5月1日 (火) までに4(1)の提出場 所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなけれ ばならない。

- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒920 - 8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
 - 石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 225 1262
- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成24年5月15日 (火) 午前11時 (郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所
 - 1(1)ア 平成24年5月15日 (火) 午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室
 - 1(1)イ 平成24年5月15日 (火) 午後2時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった 者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、この契約締結については、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会でこの契約締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が県議会で議決されなかった場合でも仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則 (昭和38年石川県規則第67号) 第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Meteorological Observation System 1 set

Monitoring Post and Telemetry System for Environmental Radiation Monitoring 1 set

(2) Delivery date

By 29 March 2013

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 15 May 2012

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年3月23日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かけ屋in能登プロジェクト

3 代表者の氏名

村山 智一

4 主たる事務所の所在地

鳳珠郡穴水町字鹿波八1番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、「世界農業遺産」認定の能登里山里海を拠点に、地域活性化に向けた事業を展開し、自然・文化・歴史・地域資源の調査・研究を含め、様々な体験活動や商品開発の企画、販売を推進し、中山間・農山林・漁村への支援と地域活性化に寄与することを目的とする。

基本測量終了公告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

	作業	種 類		作 業 期 間	作 業 地 域
基	本	測	量	平成23年8月1日から	金沢市
	(水準	測 量)		平成24年3月10日まで	
基	本	測	量	平成23年7月5日から	七尾市、珠洲市、羽咋郡志賀町、羽
	(基準;	点 測 量)		平成24年3月1日まで	咋郡宝達志水町

金沢港港湾計画の変更の概要公告

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第3条の3第9項の規定により、金沢港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成24年4月3日

金沢港港湾管理者 石川県

代表者 石川県知事 谷 本 正 憲

1 港湾計画の変更の概要

金沢港港湾計画の変更の概要公告 (平成15年1月10日付け石川県公報第11534号登載) により、その概要を公告 した金沢港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

航路

地 区 名	名 称	水深 (メートル)	幅員 (メートル)
大 浜	大 浜 航 路	13	350 ~ 380

(2) 港湾の効率的な運営に関する事項

金沢港において、港湾利用やサービス向上についての協議会等の積極的な活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

2 変更後の港湾計画の縦覧場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部港湾課

金沢市湊 4 丁目12番地

石川県金沢港湾事務所

教 育 委員 会

石川県教育委員会告示第6号

スポーツ健康課に所属する職員を日本スポーツマスターズ開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定(平成 22年石川県教育委員会告示第10号) は、平成24年3月31日限り廃止した。

平成24年4月3日

石 川 県 教 育 委 員 会

公 安 委 員会

石川県公安委員会告示第39号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱した ので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安員会規則第 7号) 第1条第2項の規定により告示する。

平成24年4月3日

石川県公安委員会

平成24年度地域交通安全活動推進委員

石川県公安委員会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
金 沢 中 警 察 署	水口丈夫	金沢市	平成24年4月1日
	山 下 茂 男	金沢市	
	高 田 千恵子	金沢市	
	平 野 正 盛	金沢市	
	髙 山 賢 悟	金沢市	
	見條伸之	金沢市	
	金 森 廣 悦	金沢市	
	佐 渡 和 明	金沢市	
	宮 義 一	金沢市	
	中 立 利 秋	金沢市	
	尾蔵博	金沢市	
	源 正弘	金沢市	
	田中妙子	金沢市	
金 沢 東 警 察 署	関 仁	金沢市	
	的 場 暎 夫	金沢市	
	杉 村 茂 一	金沢市	
	太田治郎	金沢市	
	坂 本 守	金沢市	
	小 田 茂 樹	金沢市	
	上 田 和 雄	金沢市	
	岩 田 修	金沢市	
	髙 辻 光 雄	金沢市	
金 沢 西 警 察 署	西 山 勇	金沢市	
	南 野 洋 子	金沢市	
	中村美智子	金沢市	
	長 能 豊 実	金沢市	
	奥 野 芳 雄	金沢市	

14

- 17% 2寸 十 寸 / 1 3 口 (八曜日)		7R = 1R
	山田節子	金沢市
	中村外男	金沢市
	田井良治	金沢市
大聖寺警察署	中川博敏	加賀市
7, 1, 3, 1, 3, 1	岸省三	加賀市
	池端一郎	加賀市
	長 澤 一 郎	加賀市
	谷 口 健 一	加賀市
	大尾嘉 郁 代	加賀市
	山 崎 敬 子	加賀市
小 松 警 察 署	北 村 嘉 章	小松市
	谷 口 肇	小松市
	倉 重 道 弘	小松市
	角谷俊隆	能美市
	森 金太郎	小松市
	押野瑞代	小松市
	武田新平	小松市
+ + # # # #	村上正之	小松市
寺 井 警 察 署	小竹隆	能美郡川北町
	村上忠志中野博昭	能美市
	秋田順孝	能美市
	高畑 外志夫	能美市
白 山 警 察 署	二木喜博	白山市
	宮森 八代江	白山市
	辻 満さ子	野々市市
	大 長 行 雄	金沢市
	松本国雄	白山市
	小柳浩一	白山市
	中 井 謙 一	白山市
	谷 端 俊 一	白山市
	中 川 衛	白山市
	今 井 信 介	白山市
	河 奥 徳 光	白山市
津幡警察署	中 川 慧	河北郡津幡町
	上山幸吉	かほく市
	竹中節子	河北郡津幡町
	幸田久胡	河北郡内灘町
	庭 田 忍 松 井 吉 修	かほく市
	松井吉修稲岡利男	かほく市 羽咋郡志賀町
可 作 塾 安 罢		羽咋郡志賀町
羽 咋 警 察 署	宝 崎 昱 一	
羽 署	霊崎昇一	
羽 咋 警 察 署	谷 野 暢 子	羽咋郡志賀町
羽、咋、警、察、署	·	

七 尾 警 察 署	播摩正義	七尾市	
	大 野 辰 男	七尾市	
	井 田 松 円	七尾市	
	宮本義典	七尾市	
	近 藤 整 弘	七尾市	
	室屋佳美	七尾市	
	政 浦 義 輝	七尾市	
	山 本 忠 司	鹿島郡中能登町	
輪島警察署	初 瀬 すみゑ	輪島市	
	金 井 了	鳳珠郡穴水町	
	米 田 美智江	鳳珠郡穴水町	
	坂 本 義 雄	輪島市	
	安原重信	輪島市	
	里 谷 光 弘	輪島市	
	伏 原 正 志	輪島市	
	向 憲龍	輪島市	
	中演一登紀子	輪島市	
	森 脇 義 幸	輪島市	
珠洲警察署	山 根 義 昭	鳳珠郡能登町	
	橋 口 由紀子	鳳珠郡能登町	
	橋本忠雄	鳳珠郡能登町	
	小 坂 広 一	鳳珠郡能登町	
	堂前靖彦	鳳珠郡能登町	
	説田善二	珠洲市	
	谷 口 信 幸	珠洲市	
	直川修次	珠洲市	
	安用寺 伯 文	珠洲市	

石川県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、平成24 年4月1日、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成24年4月3日

石川県公安委員会

	氏 名			連絡先	活 動 区 域
江	Ш		明	金沢市下本多町六番丁15番地 1	(金沢市) 片町1~2丁目、木倉町、香林坊1~2丁目、広
竹	村	保	男	金沢中警察署	坂 1 丁目、柿木畠、尾山町、竪町、大工町、十三間町、野町
油	谷		肇	生活安全課	2~4丁目、増泉1~5丁目、白菊町、中村町、石引1~2
諸	江		隆	電話 (076) 262 - 1171	丁目、小立野2~5丁目、円光寺2丁目、西泉2丁目、西泉
井	上	佳	_		4丁目、泉本町7丁目、横川6丁目、額新保1丁目、もりの
鈴	木		勉		里1丁目
北	Щ		隆		

	⊢11% ∠ .	+ + 4		口(入唯口)	ж 124005
太	田	治	郎	金沢市元町 2 丁目15番 1 号	 (金沢市) 木ノ新保町、此花町、本町2丁目、堀川町、堀川
髙	村	省	吾	金沢東警察署	 新町、広岡1丁目、昭和町、長田本町、駅西本町1丁目、語
久	保	久	晴	生活安全課	 江町、割出町、武蔵町、笠市町、尾張町1~2丁目、橋場町
		竜			鳴和2丁目、神宮寺2丁目、神谷内町、疋田2丁目、千木町
		J		SAL (0.1) 200 0000	福久町、福久2丁目、福久東1丁目、南森本町、沖町、上場
					一町、下堤町
長		定	弘	 金沢市金石本町イ1番地	(金沢市) 間明町2丁目、新神田2丁目、藤江南2~3丁目
	村	靖		金沢西警察署	松村町、松村1~2丁目、畝田西1丁目、無量寺3丁目、3
	, ,	>13	~	生活安全課	石本町、専光寺町、藤江北2~3丁目、北町、駅西本町3、
				電話 (076) 267 - 1241	5丁目、西念2丁目、示野中町、赤土町、神野1丁目、神野
				電品 (070) 207 1241	第二土地区画、北間町、黒田1丁目、古府2~3丁目、桜
					野、示野町南、新保本3丁目、高畠3丁目、玉鉾1丁目、電
					一門、 小野町角、 利保や3 リロ、 同田3 リロ、 五軒 「リロ、 1 中、 戸板第二土地区画、 福増町、 松島 2 丁目、 松島町、 無量
					中、广阪第二工地区画、福福町、福富2J日、福富町、無事 寺第二土地区画、八日市2丁目、若宮1丁目
ıb.	* -+	正	<i>1</i> =		守弗二工地区
	田四マ	公		大聖寺警察署	中代町、桑原町、箱宮町、上河崎町、庄町、三木町、作見
	野		治		
				電話 (0761) 72 - 0670	
		久			
	原		透	小松市上小松町乙163番地の1	(小松市) 土居原町、東町、八日市町、飴屋町、大和町、
		英		小松警察署	水町、園町、本折町、大文字町、粟津町、有明町、長田町、
	田		€子	生活安全課	平面町、相生町、光町、符津町、今江町、一針町、日の出
関	戸	和	男	電話 (0761) 22 - 5231	4丁目、中海町、浜田町、宝町、長崎町、城南町、月津町、
					 矢田野町
岩	森	力			(白山市) 辰巳町、中町、西新町、徳丸町、水澄町、中奥町
濱	尾	義	雄	白山警察署	五步市町、村井町、田中町、番匠町、平松町、湊町、徳光時
永	井	廣	治	生活安全課	(野々市市)本町1~3丁目、矢作4丁目、菅原町、高橋町
				電話 (076) 216 - 0110	扇が丘、若松町、横宮町、蓮花寺町、三日市町、御経塚 4 ⁻
					目
柴	田		勝	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地	(かほく市) 森、高松、浜北、内日角、横山
松	村	紀	子	o 3	(河北郡内灘町)字向粟崎5丁目
				津幡警察署	(河北郡津幡町) 字横浜、字中橋、字庄
				生活安全課	
				電話 (076) 288 - 3111	
本	多	将	志	羽咋市旭町ユ20番地	(羽咋市) 旭町、中央町、川原町、的場町、本町、石野町、
				羽咋警察署	粟生町
				生活安全刑事課	(羽咋郡志賀町) 高浜町 1 ~11区、堀松、相神
				電話 (0767) 22 - 1122	
西	Щ	光	男	, ,	 (七尾市) 和倉町、神明町、大手町、御祓町、本府中町、
辻			隆		中町、古府町、国分町、千野町、藤野町、小島町、白馬町、
		- 1		生活安全課	中島町中島、舟尾町
				電話 (0767) 53 - 4141	(中能登町) 井田
				-Бин (0707) 00 1111	/ 1 10 27 CJ / 1 Ed